

令和5年4月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年4月13日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時30分
- 2 開催場所 第4委員会室
- 3 会議次第
 - 3月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 議案第16号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第17号 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第18号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
 - 議案第19号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について
 - 議案第20号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員
島崎教育長、壽委員、田村委員、周防委員、大西委員
- 5 事務局出席者
高野教育部長、小島教育部次長、富永教育部次長、青山教育総務課長、中川同課長補佐、駒井同課副参事、北同課主事、佐藤同課主事、杉江教職員室長、上杉学校教育課長、目片同課長補佐、田尾同課主査、沖本児童生徒支援課長、藤原学校給食課長、足立生涯学習課長、近藤学校ICT支援室長、堀部教育センター所長、遠藤生涯学習センター所長、金利北部地域文化センター所長、伊藤和邇文化センター所長、谷口図書館長、菊谷教育支援センター所長、今井少年センター所長、松井堅田少年センター所長、堀井こども未来局長、東子ども・若者政策課長、若林保育幼稚園課長、長堀幼保支援課長、堀井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 1人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が4月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 全て公開

3月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第16号 天津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説明】

○上杉学校教育課長 天津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について、委員会の承認を求めるものである。

改正要旨は、天津市通学区域審議会の答申に基づき、相模町の6番から8番を膳所幼稚園、膳所小学校及び栗津中学校の通学(園)区域に見直すものである。

相模町6番から8番は現在、平野幼稚園、平野小学校及び打出中学校の通学(園)区域であるが、約186戸のマンション(令和7年3月入居開始予定)が建設され、児童数の増加が見込まれる。平野小学校については、現在、学校施設の容量に余裕がない状態であり、当該マンション建設等により、将来、教室不足が見込まれ、校舎の増築やグラウンドが狭くなるなど良好な教育環境の確保が難しくなることが想定されることから、平成28年度の「天津市立学校の通学区域の見直しについての答申」に基づき、子どもたちが安心して学べる環境を整えるため、地域の意向を十分確認した上で、通学(園)区域を変更することを天津市通学区域審議会へ諮問した。

相模町6番から8番の状況は、湖のご保育園があるが、居住者は現在のところいない。

通学距離等であるが、小学校については、平野小学校までの距離と膳所小学校までの距離はほとんど変わらない。中学校については、打出中学校までは徒歩約17分であるが、栗津中学校までは徒歩で約27分となり、京阪電車を利用した場合で約18分となる。

また、西武百貨店跡地にマンションが建設中で、第1期が約700戸、第2期が約400戸の予定となっている。平野小学校の将来推計では、西武百貨店跡地のマンションに居住される児童については、受け入れられる見込みであるが、相模町6番から8番に建設されるマンションを加えると、現校舎では受け入れが難しくなることが予測される。よって、良好な教育環境の確保のため、地域と協議を行ってきた。

関係団体等との協議結果であるが、平野学区自治連合会は、平野小学校の児童数増加による教育環境の悪化を懸念されていることもあり、「平野小学校の良好な教育環境の確保のため、膳所小学校の通学区域に変更する方向で手続を進めてほしい。」と回答をいただいている。膳所学区自治連合会からは、「工事中の安全確保、膳所学区自治連合会への加入、通学の安全対策」を要望され、すぐに関係課と情報共有し対応いただいているところである。また、通学区域の変更については、「やむをえない。理解はした。」と回答をいただいている。地域からは、民生委員や児童委員、消防署の管轄について意見があったことから、関係する所属と協議を行った。

これらの内容に基づき、令和5年3月15日に天津市通学区域審議会で審議いただき、相模町6番から8番の通学区域については、見直しが妥当であるとの答申をいただいた。

規則改正の内容は、平野小学校の通学区域から「相模町の一部」を削除し、膳所小学校の通学区域のうち「相模町の一部」の「一部」だけを削除し、相模町全体を膳所小学校の通学区域に改めるものである。中学校及び幼稚園の通学区域は、小学校の通学区域を区域として定めているため、小学校の部分のみ改正することで中学校及び幼稚園の通学区域も変更となる。

【質 疑】

- 田村委員 対象となるエリアで、認定こども園も含めた幼稚園、小学校、中学校に通う子どもは、現状はないという理解でよいか。
- 上杉学校教育課長 そうである。
- 壽委員 相模町1番から5番までは元々膳所小学校区で、今までは1つの町の中で分かれていたという理解でよいか。
- 上杉学校教育課長 そうである。

【採 決】 承認

- 議案第17号 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説 明】

- 遠藤生涯学習センター所長 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理については、当該規則において、「プラネタリウム」を「プラネタリウムの投影」に、「常設展示」を「展示」に改める等文言の修正を行ったものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

- 議案第18号 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について

【説 明】

- 青山教育総務課長 本議案は、大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がなく、教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

改正内容は、堅田公民館及び下阪本公民館がコミュニティセンターへ移行されることに伴い、堅田公民館長及び下阪本公民館長の公印を廃止するものである。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

- 議案第19号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理について

【説 明】

- 青山教育総務課長 本議案は、4月1日付けの機構改革・人事異動等に伴う大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、教育委員会の会議を開く時間的な余裕がなく、教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものである。

改正内容は、学校ICT支援室長が課長級から課長補佐級へ変更されたこと等4月1日付けの機構改革・人事異動に伴う規定の整備や、大津市個人情報保護条例の廃止に伴う規定の整備、その他、委員会内の合議先や市長部局との協議先について一部見直しを行ったもので

ある。

【質 疑】

- 田村委員 個人情報保護条例が個人情報保護法に変わったことで、どういった変更があるのか。
- 青山教育総務課長 個人情報の保護に関する事務を行う根拠が、条例から法に変更となった。
- 田村委員 今回の改正としては文言の修正ということか。
- 青山教育総務課長 そうである。

【採 決】 承認

○議案第20号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

- 上杉学校教育課長 田上中学校から学校運営協議会設置申請書が提出されたことを受け、大津市学校運営協議会規則の別表に田上中学校学校運営協議会を加え、新たにコミュニティ・スクール実施校とするものである。これにより、市立小中学校50校に46の学校運営協議会が設置されることとなる。

【質 疑】

- 島崎教育長 未設置校の数はどうか。
- 上杉学校教育課長 設置に至っていない学校は、中学校5校となる。

【採 決】 可決

閉会 教育長が4月定例会の閉会を宣言